

お知らせ
します。

○臨時福祉給付金

○子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方や子育て世帯への負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

給付金の対象者に該当すると思われる世帯には、小松島市から6月下旬頃に申請書類を郵送します。

申請書に必要事項を記入し、7月1日から10月1日までの申請期間内に手続きをしてください。



カクニンジャ

お問い合わせ先

○臨時福祉給付金

市臨時福祉給付金担当（市役所1階ロビー臨時窓口）

☎ 38・6611（臨時福祉給付金コールセンター）

FAX 35・0272

Mail : kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

○子育て世帯臨時特例給付金

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）

☎ 32・2114 / FAX 32・3818

Mail : jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

臨時福祉給付金

【支給対象者】

平成26年1月1日において、小松島市の住民基本台帳に記録されている方で、平成26年度分の市民税（均等割）が課税されていない方が対象です。（平成26年度の市民税は6月に決定される予定です。）

※市民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方、生活保護を受けられている方などは対象外です。

【支給額】

1. 支給対象者1人につき1万円
2. 支給対象者で以下のいずれかに該当する方は、1人につき5千円を加算。（複数の手当などを受給していても、加算額は5千円が上限となります。）
 - ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など
 - ・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

子育て世帯 臨時特例給付金

【支給対象者】

平成26年1月1日において、平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者であり、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方。

【対象児童】

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童（平成26年1月1日に生まれた児童を含む）

※臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護を受けられている児童などは対象外です。

【支給額】

対象児童1人につき1万円

※受けとることができるのは、どちらか1つの給付金です。